

マージン率等の情報提供について

① 令和 8年 6月 1日付け 派遣労働者数

2 人

② 令和 8年 6月 1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和 7年度(令和 6年 9月 1日～令和 7年 8月 31 日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

43,577 円(8時間)

④ 令和 7年度(令和 6年 9月 1日～令和 7年 8月 31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

27,500 円(8時間)

⑤ 令和 7年度(令和 6年 9月 1日～令和 7年 8月 31日) マージン率

36.9 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 9年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

別紙のとおり

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 糸魚川貴康 電話番号052-823-4020

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社 三東
許可番号 派23-030002